

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令等の一部を改正する政令案要綱

第一 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令の一部改正

一 道路法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、橋、トンネルその他の道路を構成する施設又は工作物の改築、一般国道の修繕その他の道路の改築又は修繕に関する国の負担又は補助の割合の特例を定めるものとする事。

(第一条及び第二条関係)

二 その他所要の改正を行うものとする事。

第二 道路の修繕に関する法律の施行に関する政令の一部改正

橋、トンネルその他の都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の修繕その他の都道府県道又は市町村道の修繕に関する国の補助の割合の特例を定めるものとする事。

(第一条関係)

第三 道路法施行令の一部改正

一 橋、トンネルその他の道道又は道の区域内の市町村道を構成する施設又は工作物の改築その他の道道又は道の区域内の市町村道の改築に関する国の補助の割合の特例を定めるものとする事。

(第三十四条の二の三関係)

二 その他所要の改正を行うものとする。

#### 第四 国土交通省組織令の一部改正

道路法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、道路局路政課が道路法施行令又は道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令に基づく道路の指定に関する事務を所掌する期限を平成四十年三月三十一日までに延長するものとする。

(附則第十六条関係)

#### 第五 附則

一 この政令は、平成三十年四月一日から施行するものとする。

(附則関係)

二 その他所要の改正を行うものとする。